

# 自由な選択

—アンセルムス『選択の自由』を中心に—

菊 地 伸 二

## I

ある短大の入試の面接でのヒトコマである。先生が次のような質問をする。

「あなたは今流行している茶髪についてどう思いますか。」

それに対してひとりの高校生は答える。

「私自身はやりたいとは思いませんが、その人（茶髪にしている人）は自分の信念で自己主張をしているのだから別にかまわないと思います。」

先日新聞を読んでいたら、ある中学校教諭が一般生徒に実施した援助交際に関する聞き取りのことが載っていた。それによると「（援助交際は）悪いことだから絶対にやめるべきだ」と述べる者は稀らしく、「自分はやらないかもしぬないが、本人がやりたいなら構わない」と答える者が圧倒的だったという。

私はこの記事を読んで、面接でのヒトコマを思い出した。〈茶髪〉と〈援助交際〉、もちろん両者の間にはその問題性において相違はあるかもしれないが、私はそこにある共通して流れているものを感じた。それは何か。それは恐らくこのような考え方ではないだろうか。すなわち、「他人に迷惑をかけない限りでは、自分の精神や肉体の扱いについて当人の選択の自由がある」という考え方。ある意味でこれは自己決定権と呼べるかもしれない<sup>(1)</sup>。より通俗的に言えば、「他人に迷惑をかけていないのだから、自分がやりたいことを好きなようにやっていいじゃないか」というものである。

ただ私たちはこの種の発言を耳にするとき、時々次のように思ったりする。本当に他人に迷惑をかけていないのだろうか。本当に自分で選択して決定したのだろうか。本当にそのことが好きなのだろうか。結果として、奇妙なことであるが、その人から自由さよりもむしろ不自由を感じたりする。

私たちは今日あまりにも自明なことであるかのように〈自由〉とか〈選択〉とか、〈自己決定〉とかいう言葉を使いすぎているのではないだろうか。しかし本当の意味で〈自由

〉とは何だろうか。また〈選択する〉とはどういうことなのだろうか。この辺りで少し立ち止まって、〈自由〉とか〈自由選択〉とかいった問題を、人間の生き方に関わる大切なものとして受け止めてきた先人の考え方を参考にしてみるのもよいのではないだろうか。

そこで今回の小論では、一生をかけてこの種の問題と取り組んだ中世の神学者にして哲学者であるアンセルムスの『選択の自由』という作品を取り上げ、それに少し学んでみることにしたい<sup>(2)</sup>。

## II

### 1. 第1章

『選択の自由』の一番最初の箇所では、「私たち人間は選択の自由を持っているかどうか」、また「そもそも選択の自由とは何か」ということが問題となっている<sup>(3)</sup>。

目の前にあるりんごとみかんのどちらを食べてもよいという場合、確かに、私たちは〈選択の自由〉を持っているということができる。しかしここで問題となっている〈選択の自由〉とは当然このような類のものではない。

どうもアンセルムスの見解を代弁しているらしい〈教師〉とその〈生徒〉との対話から成り立っているこの作品の冒頭で、生徒は〈選択の自由〉を次のように定義する。

〈選択の自由〉とは「罪を犯し、また犯さない力である」と。すなわち彼によれば、〈選択の自由〉とは罪を犯すことも、また犯さないこともできるという選択の自由なのである。さしあたって今は、〈罪を犯す〉とか〈罪〉が何を意味しているかについては問わないことにしよう。

ただしもし〈選択の自由〉がこのような定義のものであり、しかも常に私たちがそれを有しているとしたら、私たちは罪を犯すことも、また反対に罪を犯さないこともできるわけであるから、神の恩寵（助け）はことさらに必要でなくなるのではないだろうか。また反対に、常に私たちがこの〈選択の自由〉を有していないとしたら、そのような選択なくして罪を犯すとき、それは必然的に、あるいは不可避的に犯すわけであるから、その犯した罪に対してその責任を問われることはないのではなかろうか。このような疑問が生徒の頭をよぎる。こうして生徒の中では、自由選択と恩寵、予定、予知が反目しあい<sup>(4)</sup>、先の〈選択の自由〉とは何なのか、そして私たちはこのような〈自由〉を常に持っているのかを教師に問わざるを得なくなるのである。

ではそれに対して教師はどのように答えているか。

すなわち言う。「私は選択の自由は、罪を犯し、また犯さない力であるとは思わない。」この段階では、人間が罪を犯すこと、また犯さないことを選ぶことができるかどうかは分

らないが、ともかくそれを「選択の自由」とは呼ばないことだけは理解できる。そしてその理由は、神も天使も「選択の自由」を持っているが、両者とも罪を犯すことはできないので、その定義の中に罪を犯すことを入れるのは誤りになるからである。しかしそれに対して生徒は、人間の場合と神、天使の場合とでは「選択の自由」の意味が違うのではないかと反論を試みるが、教師は、確かに、両者の場合では、全く同じであるとは言えないが、しかし同じく「選択の自由」と言う以上は、その概念に共通性がなければならないとして、人間と神、天使の場合もその限りでは異なるものではないと語る<sup>(5)</sup>。

こうして罪を犯すことは自由の定義には属さないことになる。さてそこで新しい定義へ向かって、またその理解へと向けて教師は次のように問う。

意志は次のどちらの場合により自由であるか

- 1) 罪を犯さないという正直から全く逸脱できないほどに罪を犯さないことを望み、またそうすることが可能な意志か
- 2) いくらかは罪を犯すように逸脱可能な意志か

ここでまたひとつわかりにくい言葉が登場してくる。「正直」という言葉である。これはrectitudの訳語で、セイチョクと読ませる。今ここではこの言葉の定義をすることはできないが、しかしこれはアンセルムスにおいて極めて重要な概念である。訳語の示すとおり、「まっすぐな正しさ」と置き換えるても概ね意味は通るだろう。

さて生徒はこの両者のうち、2)の方がより自由であると見なす。何故なら、1)の方は罪を犯さないことができるが、正直さからは逸脱できないのに対して、2)の方は、罪を犯すように望み、またそのようにできるからである。生徒はとにかく「できる」という言葉にこだわっている。そこで教師はより卑近な例をあげる。「適正で有益なものを所持し、しかもそれらを喪失し得ない人」と「それらを喪失し得るし、また不名誉で有害なものにひかれ得る人」とどちらが自由であるかと。これに対しては生徒は今度は前者の方が自由であると認めるが、その時点で実は後者の人がまさしく罪を犯す人であることを悟り、罪を犯さないという正直から逸脱することができない意志の方が、逸脱可能な意志より自由であることを理解するに至る。こうしてそれが付け加わると自由が減少し、それが取り除かれると自由が増大する「罪を犯す力」は、自由でも、自由の一部でもないことが確認される。

## 2. 第2章

さて問題は「選択の自由」とは何かということになるのであるが、今し方到達した理解からたちまち疑問が生じてくる。

つまり、罪を犯す力が自由でも自由の一部でもないとすると、人間が罪を犯したという

ことはどのように説明することができるだろうか。もしそのような力を人間が持っていないかったなら、人間は罪を犯さなかつたであろうし、自由選択と無関係な力によって罪を犯したならば、自由選択によって罪を犯したとは言えなくなり、その場合には必然的に罪を犯したことになる。

これに対して教師は答える。「人間は、罪を犯す力を通し、自由に、自由選択により、そして必然性によらず、罪を犯したのである」と。

しかしこの答えを理解しない生徒に続いて説明をする。「最初の人間は、他のどのようなものによっても罪を強要され得ないほどにその選択は自由であったのに罪を犯した。ということは自由選択によって罪を犯した。この選択の自由を持ちながら、何ものからも強要されず、どのような必然性からでもなく、自由に罪を犯したのである。しかし人間は自由であったその選択によって罪を犯したはしたが、この選択の自由の源であり、それが罪を犯さないことも、罪に隸属しないことも可能としている力によって犯したのではなく、彼の持っていた罪を犯す力によって犯したのである」と。

### 3. 第3章—第4章

この説明は一応生徒を納得させたようであるが、しかしあひとつ別の疑問が生じてくる。それは、罪を犯した後に、如何にして自由選択を保持しているかということである。ここで教師は罪を犯す前の＜選択の自由＞がどのようなものであったかを検討しはじめる。その中で、人間が望むべきであったこと、また望むことが人間にとて有益であったことを望むために＜選択の自由＞を持っていることが明らかにされる。それは「人間は意志の正直のために選択の自由を持っていた」と言い換えられる。そもそも人間は望むべきであったことを望んでいた限り、意志の正直を持っていたからである。そして次の様にくく選択の自由＞は定義づけられる。

「意志の正直を正直自身のために保持する力である」と。

従って、自由選択とは、意志の正直を正直自身のために保持することの可能な選択以外の何ものでもないことになる。だが先に述べたように、罪を犯した後に、どうして自由選択を保持していると言えるかということである。しかし教師は正直を持っていないにもかかわらず、正直を保持する力を持っていると考える。これは如何にしてであろうか。ここで教師は、この正直を保持する力を、視力に喻えて説明する。

視力を持つ者は山を見る力と道具を持っている。しかし山がないときに「山を見なさい」と言われたら、「山がないので見ることはできません。山があったら見ることができるでしょう」と答えるだろう。同様に、山があっても光がないならば、「山を見なさい」と言われたら、「光がないので見ることはできません。しかし光があったら見ることができる

でしょう」と答えるだろう。

また、視力と山と光があっても、例えば、誰かが彼の目を覆うといったように、視力に何かの障害があるならば、彼は「山を見ることはできません」と言うだろう。しかもし視力に何の障害もないならば、疑いもなく山を見る力を備えているはずである。

そしてこのことからある物体を見る力と言っても、見る人、見られるもの、また見る人でも見られるものでもない、その中間にあるもの（道具）において各々異なっていることを確認した上で、私たちは暗闇の中に置かれたり、眼が閉ざされたり、覆われたりして、眼で見ることのできるものがなくても、どのような可視的なものをも見る力を私たちは持っていることが帰結される。重要なのは、その次で、従って、正直がたとえ欠けていても、それを認める力としての理性と、それを保持する力としての意志が、私たちのうちにある限り、正直自身のために意志の正直を保持する力を持っていると言われる。ここにおいて、人間のような理性的存在においては、意志の正直を保持するこの力が常に内在し、またこの力は最初の人間において自由であったし、彼の意志に反してまで意志の正直が奪われることは不可能であったことが確認される。この喻えを通しての＜選択の自由＞の理解において、正直というのものが山や光のように向こうから与えられたものとして考えられていることに注意しなければならない。

#### 4. 第5章－第6章

さて以上の考察から、意志の正直を保持する力は常に私たちのうちにあることが確認されたのであるが、実際、私たちは次のようなことを観察する。つまり、正しい意志を持っていても人はしばしば誘惑に陥り、不本意ながら正直を放棄することがある。それにもかかわらず、何故人間の意志の選択は自由であると言えるのだろうか。

しかしこれについての教師の態度は徹底している。「不本意に」と日常的に言うが、これは厳密な意味ではない。それは「望まずに」ということではない。意志はやはり「望んだ」のである。そして教師は言う。

「もしどのような誘惑も、意志が望まない限り、その意志を正直から罪へ向ける、すなわち、望むべきでないことを望ませることはできないなら、意志が正直を保持するために自由であり、また誘惑と罪から自由であることを誰が否定できるであろうか。だからもし意志が征圧されたならば、それは外的力によらず、自分の力で征圧されたのである」と。

生徒は教師の言葉に納得せざるを得ない。確かに、誘惑された場合でも、意志がそれに同意することなしには、実際に罪を犯すということは起こり得ないからである。このことについては納得せざるを得ない。しかし生徒にはまだ腑に落ちないことがある。それは、「私たちの意志は、私たちが皆経験しているように、これらの誘惑に対して無力のように

見える」ことである。従って、それなのにどうして抵抗力を持っているかを説明してほしいと迫るのである。

教師も生徒の語る意志の無力さについて感ずるところがないわけではない。しかしながら、彼は生徒の主張を全面的に受け入れているわけではない。生徒が「誘惑に負けるとき、私たちの意志のうちに正直を保持することに対する無力がある」と言うが、その無力は不可能な状況から発するのではなく、困難な状況から発することを忘れてはならない。しばしば私たちは、あることが不可能というよりは、困難を伴わずにできない場合、それを不可能だと言う。だがこの困難は意志の自由を奪うものではないのである。あの無力が意志のうちにすると私たちが言るのは、困難を伴わずにその正直を保持できないという理由からだけあって、それが意志から正直を保持する力を奪うことはないのである。

## 5. 第 7 章

生徒は一応のことには納得できたようである。しかし、誘惑というものが私たちに対して持っているその力の大きさから自由になることは難しいようである。そして今度は、その方向性を変えながら次のように質問する。「では誘惑に意志が負けた時でさえも、意志の方が誘惑より強いと言えるだろうか。」というのは、正直を保持しようという意志の方が誘惑の力より強いならば、意志は誘惑から強要されるよりも、強くその堅持することを望むことによって抵抗するはずだからである。

これに対して教師は、生徒が意志というものの持つ二義性に惑わされていると言う。そして先の視力の例をあげながら、再び意志の二義性を説明する。すなわち、視力についてこう説明する。

視力を私たちは、ものを見る道具、すなわち眼を通り抜け、それによって光と光のうちにある対象を感触する光線と呼んでいる。また視力と言う時、この道具を使って行う仕事、すなわち見ることを意味する場合とがある。これと同じようなことが意志についても妥当する。すなわち、意志は靈のうちにあり、私たちが視力をいろいろなものを見ることに向けるように、私たちがあれこれを望むように向ける意志の道具とも言われる。また見る道具である視力の使用を視力と呼ぶ場合があるように、望むための道具である意志の使用を意志と呼ぶ場合もある。そこで望むための道具と私が呼ぶ意志は、実際に何を私が欲するかということとは別に、常に一つで同じものである。しかしその業である意志は、実際に私たちが欲する対象と回数に応じて多種である。このように意志の有する二義性の説明は、生徒の納得を導いたのであるが、ここから教師は何を導き出すのであろうか。この今し方理解された望むための道具とその業としての意志のうち、意志の力があると言われるのはどちらかと言えば、それは望むための道具としての意志である。

例えば、手に負えないような雄牛を、身動きできないように押さえつけることができるような強い男性が、雄羊を逃すのを見たら、彼はその力を十分に発揮しなかったと見なされる。すなわちその持っている力を同じように使わなかったと見なされる。これと同じように望むための道具と呼んだ意志は、それと不可分で、他のどのような力によっても圧倒されない力を持っており、望む場合、それが時により多く、時により少なく発揮されるものと理解されるのである。そして意志は、何か強く望むものを提供されると、それほどまでに望まないものを提供されても、前者を手放すことはしないが、より強く望むものを提供されると、それほどまでに望まないものはすぐに手放してしまう。意志は何かを望むときにその業を行うことから、道具の行為と呼ぶことができるが、また物事がより強力に、より弱く行われることから、この意志は強力な行為、微力な行為と呼ばれるのである。

## 6. 第8章—第12章

次に問題となるのは「意志の正直は神でさえも取り去ることはできないのか」ということである。無から創造したすべての存在を無に戻すことのできる神も、意志をそれが持つところの正直から引き離すことはできないと教師は答える。ここで大切なことはある誤解を解くことにあるように思われる。というのはこの正直を人が放棄しないようにさせない場合、神は正直を奪うと言われるからである。しかしそれは厳密な意味で言われるのではない。意志の正直について一通りのことが言われた後に次のことが確認される。

理性的存在は、たとえ時に困難を伴うことがあっても、意志の正直を正直自身のために保持する力を常に持っているから、自由選択は常に持っている。しかし、正直を保持することが難しいために自由意志がそれを放棄したならば、それ以後は自分の力でこの正直を取り戻すことは不可能である。しかし正直を持っているときも、持っていないときも、正直を保持する力は常に持っており、それ故、常に自由である。

さてこれに関して再び生徒は質問をする。

「正直を持たない場合、それを自分の力で取り戻すことはできないから、それを持っている場合も人は奴隸であるというよりは、正直を持っている場合、それを奪われることがないから、正直を持っていない場合でさえも人は自由であると言われるのは何故か」と。この理由について教師は、太陽の例によって答えようとする。

それはちょうど太陽がない時でさえも、太陽が出たときに太陽を見る力を持っているように、意志の正直が私たちに欠けているときでさえも、私たちには、知り、また欲する素質があり、正直を持っているとき、この素質により、正直をそれ自身のために保持することができるるのである。

## 7. 第 13 章

こうして「意志の正直をそれ自体のために保持する力」こそが、<選択の自由>の完全な定義であることが確認される。そもそも、<力>は自由の類に属する。この力はそれに付け加えられた<保持する>により、笑う力とか歩く力とかいう、保持するためのものではない力から区別される。<正直を>とさらに付け加えることにより、金とか、正直でないすべてのものを保持する力から区別される。<意志の>を添えることで、この力は枝の正直や意見など、他のものの正直を保持する力から区別される。<正直自身のために>ということで、金のために保持されるとか、自然に保持される場合などのように、他のもののために意志の正直を保持する力から区別される。この言葉によって、理性的意志の選択の自由と限定されている。

## 8. 第 14 章

最後に<自由の分類>が問題とされる。確かに、定義によると、自由はすべての理性的本性に共通であるが、神の自由と理性的被造物の自由とでは大いに異なっており、また被造物の自由も相互に異なっている。

まず神にのみ属する自存的選択の自由と、神によって造られた、与えられた被造物の自由が区別される。さらに造られ、与えられた自由でも、保持すべき正直を持っているものと欠いているものとがある。正直を持っている自由には、正直を喪失する可能性を持つものと持たないものとがある。正直を喪失する可能性のある自由は、善き天使が恵みによって堅固なものとされ、また惡しき天使が墮落する以前には、全天使に属していた。またそれは正直を持つ人すべてが生存中に持っている。正直を失う可能性のない自由は、選ばれた天使と人間、それも邪悪な天使が墮落した後に選ばれた天使のものであり、また死後の選ばれた人間のものである。

一方、正直を欠いている自由は、正直を取り戻す可能性のないものとあるものとがある。

正直を取り戻す可能性のある方は、この世において正直を欠いているすべての人、そして彼らにのみ属するが、それを取り戻す人は多くはない。正直を取り戻す可能性のない方は、墮落した天使と人間、それも墮罪後の天使とこの世を去った人間に属する。以上のように、自由は定義、分類されるのである。

## III

1. 以上、『選択の自由』の叙述にしたがって、アンセルムスの<選択の自由>についての考え方を見てきた。

作品の冒頭にある「罪を犯し、また犯さない力である」という生徒による＜選択の自由＞についての定義は、最終的には教師によって、「意志の正直をそれ自体のために保持する力」と修正されることになる。私たちは通常＜選択の自由＞、または＜自由な選択＞という言葉を耳にするとき、例えば目の前にAとBの二つのものがあって、そのどちらも選ぶことができるような状況を想定したりする。しかもそれは必ずしも二つのものである必要はなく、それ以上であっても問題はない。例えば、A、B、C、Dのうちいずれも選ぶことができ、そのうちから一つを選ぶような場合がそうである。

従って、その限りでは罪を犯すことと罪を犯さないことのどちらかを選ぶ力を＜自由な選択＞と呼ぶことはある意味で私たちにとって理解しやすい。これに対して、「意志の正直をそれ自体のために保持する力」という定義をもって＜選択の自由＞と呼ぶことはかえって理解しにくいように思われる。というのは、この場合「何と何との選択か」ということが背後に退いているからである。

ではこれについてはどのように考えたらよいだろうか。アンセルムスによれば＜選択の自由＞とは、AとBのうちからいずれか好きな方を選ぶというものではなく、常にAを選び取ることが求められており、それを選択することによって自由が確保され、それを選択しないことにより、その自由から外れていくといったイメージで捉えることが求められているように思われる。

＜選択の自由＞ということはある広がりを有した地平と考えるならば、その地平は、右に向かっても左に向かっても連綿と続いていく平原のようなものではなく、右に向かうことによってその地平に立ち続けることができるが、反対に左に向かうことによってその地平から落ちてしまうような、傾斜を有した面と考えられている。人間は従って、常に右に向かうことを選択することによって＜選択の自由＞という斜面の上に立つことが可能になるのである。

2. ところでアンセルムスによれば、人間はこのような＜選択の自由＞を有している。そしてこの＜選択の自由＞は何ものによっても妨げられないほどに高貴で気高いものである。しかし本当に現実的にそのように感じられるだろうか。そしてこのような理解はあまりにも楽観的すぎるのではないかだろうか。

しかしアンセルムスは次のように言う。＜選択の自由＞の定義で言われる「正直をそれ自体のために保持する力」の「保持すべき正直」を、人間はその最初の罪によって欠いているのであると。このように聞くと今度は、それでは人間は＜選択の自由＞を持っていないのではないかとも思われてくる。

しかしながらそれに対してアンセルムスは、人間は確かに正直を欠いているが、正直を

保持する力は有していると語る。

しかし再び次のように言う。「もし人間が自分の選択によって放棄した正直を神が再び与えるとしたらそれは奇跡である」と。

このような＜選択の自由＞についての楽観的とも悲観的ともとれる、アンセルムスの両義的な言表を私たちはどのように理解したらよいのであろうか。

少なくともこの作品に関する限り、アンセルムスは人間の意志が原理的に如何なるものかを客観的に叙述することに注意を払っているように思われる<sup>(6)</sup>。そして全体として浮かび上がってくることは、人間が＜選択の自由＞を持っていることの重要性、そしてそれ故に人間が罪を犯して正直を欠いたことへの大きな責任、しかもそれにもかかわらず再び＜選択の自由＞という斜面に人間が立つことへの希望であると考えられる。

3. ＜選択の自由＞の定義のうちにある「意志の正直」、それが一体何を意味しているかということについては、この作品の中では必ずしも詳細に知ることはできないが、しかし少なくとも意志にとって、ある一つの理想的な在り方、あるべき在り方が存在しているというのがアンセルムスの根本的主張であると言えるのではないだろうか。それは突き詰めると、神との関係において求められていくものと思われるが、それは私たちの行為の善し悪しの基準となるものである。従ってこの立場よりすれば、今日時々耳にする「他人に迷惑をかけなければ何をやったっていいじゃないか」という言葉のように、「他人に迷惑をかけない」ということから即「何をやっても構わない」というようなことにはもちろんならず、「やろうとしている」ところの行為そのものが、まずすべきことなのかどうかという吟味の対象になるのである。そして人間は正直を欠いているとは言え、それを正直と認め、かつそれを保持していく力は与えられているのである。

#### IV

前章では＜選択の自由＞についてのアンセルムスの捉え方の特徴を三つほど挙げたが、私たちはその理解から如何なることを学ぶことができるだろうか。

まずⅢ章 2 で触れたように、私たちは＜選択の自由＞ということに関して、自分たちがどのような境遇に置かれているかということについて深く反省する必要がある。一体私たちは自分たちが思ったり考えたりしているほどに＜選択の自由＞を有しているのであろうか。私たちは＜選択の自由＞と言うと、すぐに A か B かの選択の可能な地平を想定するくらいがあるが、むしろアンセルムスによれば、正しい選択がその人の中に入り込んでいく地平こそが＜選択の自由＞の示す事態であると思われる。

そしてそのことはⅢ章1とも関ってくるが、〈選択の自由〉というものがある傾斜を持ったものとして捉えられていることである。私たちは〈選択の自由〉と言うと、先にも述べたように、目の前にAとBがあってそれを選択するということにのみ注意を向けてしまうことが多い。しかしそれよりも重要なことは、むしろ一つの選択が、その人の在り方、その人の自由性を大きく左右することが起こることなのである。アンセルムスにおいては、行為はそれ自体中立的なものとは考えられないであり、むしろそれはその行為者的人間存在に何らかの影響を及ぼしているのである。このような〈選択の自由〉についての考え方には私たちにはあるいはなじみにくいかもしれないが、しかし逆に考えれば、そのような存在の在り方と切り離して、〈選択の自由〉が成立するという保証はどこにもないのであり、その意味では私たちの通常考える〈自由な選択〉ということの意味を大いに反省させられるのである。

さらに、Ⅲ章3に見られるように、〈自由な選択〉とはなすべきことを選ぶこととされている。しかしこの規定ほどに自由のイメージから遠いものはないのではないか。というのは、そのような〈なすべき〉<すべき>といった〈べき〉の世界から解放されることこそ自由であるとも考えられるからである。だがそれは本当だろうか。

確かに、I章で触れたように、例えば〈援助交際〉について、「それは絶対だめだ」という意見は稀になってきたと言われている。また「それはよくないからやめろ」という形の意見も最近では通りにくくなっているかもしれない。しかしそのことは、この種の行為が全く問題を含んでいないということでは決してない。もしかしたらそれは、たまたまある社会的要因が働いてそのような発言が少なくなっているというだけのことかもしれない。

「自分はやらないが他人のやることには介入しない」という態度は、それ自体問題を含んではいるが、ある意味では自分としては「よくない」と感じているからこそそのようにいうことができるのかもしれない（もちろんここで言う「よくない」というのは、道徳的な意味だけに限定することは難しいだろう）。

少くとも私たちとしては、意志の正直という意志の在るべき姿をそう簡単に内面の世界から追放することはできないように思われる。もちろんアンセルムスのように、その正直の到来を神の恩寵として捉えることは困難かもしれないが、私たちの内面に働きかけ、私たちの〈自由〉を開陳していくための〈サイン〉のようなものを受けとめるものの存在が私たちのうちにあることを私たちはより積極的に考えてもよいのではないだろうか。

#### —註—

(1) 松原隆一郎「自己決定権」、朝日新聞、1998年7月29日、夕刊、4面。

- (2) 今回取り上げた『選択の自由』はアンセルムスの47-52歳の頃の作品でこの中で展開されたテーマは最晩年の74-75歳に書かれた『自由選択と予知、予定および神の恩寵の調和について』においてより詳細に論じられることになる。
- (3) テキストはS.Anselmi Cantuariensis Archiepiscopi Opera Omnia, Tomus Primus, 1968を使用した。尚、訳については、原則として古田暁訳（『アンセルムス全集』、1980年、聖文舎）を用いた。
- (4) これらの調和の問題は最晩年の『自由選択と予知、予定および神の恩寵の調和について』において詳細に論じられることになる。
- (5) 神、天使、人間の選択の自由の相違については、最終章において扱われる。論文のⅡ章8を参照のこと。
- (6) 例えばアウグステイヌスの場合、人間は罪を犯すことによってその本性が壊敗してしまい、そこに恩寵が働くことによって癒されていくのであるが、そのような人間の在り方の過程が強調され主観的に述べられる傾向がある。